

## 平成26年3月市議会定例会提出予定案件

### (諮問)

- 1 人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて
- 2 人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて

### (議案)

- 1 茨木市教育委員会委員任命につき同意を求めることについて
- 2 茨木市職員基本条例の制定について
- 3 茨木市附属機関設置条例の一部改正について
- 4 茨木市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正について
- 5 茨木市立市民体育館条例の一部改正について
- 6 茨木市都市計画審議会条例の一部改正について
- 7 茨木市手数料条例の一部改正について
- 8 茨木市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
- 9 茨木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 10 茨木市消防関係手数料条例の一部改正について
- 11 訴えの提起について
- 12 金融機関の指定について
- 13 平成25年度大阪府茨木市一般会計補正予算(第3号)
- 14 平成25年度大阪府茨木市財産区特別会計補正予算(第1号)
- 15 平成25年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 16 平成25年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 17 平成25年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 18 平成25年度大阪府茨木市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 19 平成25年度大阪府茨木市水道事業会計補正予算(第1号)

- 20 平成 26 年度大阪府茨木市一般会計予算
- 21 平成 26 年度大阪府茨木市財産区特別会計予算
- 22 平成 26 年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計予算
- 23 平成 26 年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 24 平成 26 年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計予算
- 25 平成 26 年度大阪府茨木市公共下水道事業特別会計予算
- 26 平成 26 年度大阪府茨木市水道事業会計予算
- 27 茨木市国民健康保険条例の一部改正について

(報 告)

- 1 茨木市新型インフルエンザ等対策行動計画について

諮問第1号	人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて
○ 現委員	<small>にし がみ ゆう じ</small> 西上雄二
○ 任 期	平成26年6月30日任期満了 初就任 平成14年2月1日就任 4期目（任期3年）
○ 選任予定者	
諮問第2号	人権擁護委員推薦につき意見を求めることについて
○ 現委員	<small>いの うえ みち こ</small> 井上紀子
○ 任 期	平成26年6月30日任期満了 初就任 平成17年4月1日就任 3期目（任期3年）
○ 選任予定者	
議案第4号	茨木市教育委員会委員任命につき同意を求めることについて
○ 現委員	<small>たけ うち ゆ き こ</small> 武内由紀子
○ 任 期	平成26年3月31日任期満了 初就任 平成22年4月1日就任 1期目（任期4年）
○ 選任予定者	

議案第 5 号	茨木市職員基本条例の制定について	15 頁参照
<p>○ 地方公務員法に定める根本基準に従い、本市の人事制度を公平かつ適正に運用するために必要な基本的事項を定めることに伴う条例の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主な内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>①職員の任用 職務等についての職員の意見等を把握するとともに、勤務実績、適性等に基づき任用</li> <li>②人材育成 人材を最大限に活用するため、能力開発等に資する研修を総合的かつ計画的に実施</li> <li>③人事評価 職員の能力の開発、維持・向上等を目的とし、結果を昇給及び勤勉手当に反映</li> <li>④職員の分限・懲戒 分限懲戒審査委員会の意見を聴き、公正かつ厳正に実施</li> </ul> </li> <li>・ 施行日 平成 26 年 4 月 1 日</li> </ul>		
議案第 6 号	茨木市附属機関設置条例の一部改正について	16 頁参照
<p>○ 附属機関の新設及び名称変更に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>①新たに設置する附属機関 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 茨木市文化振興施策推進委員会</li> <li>イ 茨木市バリアフリー基本構想協議会</li> <li>ウ 茨木市自転車利用環境整備計画協議会</li> <li>エ 茨木市みどりの施策推進委員会</li> </ul> </li> <li>②名称の変更 茨木市使用料、補助金等見直し検討部会 ↓ 茨木市使用料、補助金等審議会</li> </ul> </li> <li>・ 施行日 平成 26 年 4 月 1 日</li> </ul>		

## ○ 非常勤職員の名称変更並びに職及び報酬額の変更及び追加に伴う所要の改正

## ・ 改正内容

## ①名称を変更する非常勤職員の職

使用料、補助金等見直し検討部会委員 → 使用料、補助金等審議会委員

障害程度区分等認定審査会委員 → 障害支援区分等認定審査会委員

住宅確保・就労支援員 → 生活困窮者自立相談支援員

## ②名称及び報酬額を変更する非常勤職員の職

ろうあ者福祉指導員 月額 216,100 円 → 手話通訳士 月額 239,100 円

## ③新たに追加する非常勤職員の職及び報酬額

## ・ 審査会の委員等及び専門委員

文化振興施策推進委員会委員 日額 9,000 円

バリアフリー基本構想協議会委員 日額 9,000 円

自転車利用環境整備計画協議会委員 日額 9,000 円

みどりの施策推進委員会委員 日額 9,000 円

都市計画審議会の専門委員 日額 9,000 円

## ・ 非常勤嘱託員等

公営企業会計専門員 日額 19,000 円

待機児童保育室医 月額 14,000 円

保育所等維持管理技術業務 月額 336,500 円

スクールカウンセラー 月額 270,300 円

スクールソーシャルワーカー 月額 270,300 円

・ 施行日 平成 26 年 4 月 1 日

## ○ 福井市民体育館にトレーニング室を新設することに伴う所要の改正

## ・ 改正内容

## トレーニング室使用料の追加等

	午前	午後 A	午後 B	夜間
団体	1,400 円	900 円	900 円	2,600 円
個人	150 円	100 円	100 円	300 円

\* 午 前・・・午前 9 時から正午まで

\* 午後 A・・・午後 1 時から午後 3 時まで

\* 午後 B・・・午後 3 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

\* 夜 間・・・午後 6 時から午後 9 時 30 分まで

・ 施行日 平成 26 年 4 月 1 日

議案第 9 号	茨木市都市計画審議会条例の一部改正について
<p>○ 国の法令による義務付け・枠付けの見直し等に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>①都市計画審議会は、常務委員会を設けることができる旨の規定を追加 所掌事務 都市計画審議会の権限に属する事項のうち、軽易なもので、審議会が指定するものを処理する。</li> <li>②専門性の高い検討事項に対応するため、専門委員を置くことが出来る旨の規定を追加 所掌事務 専門性の高い事項を調査する。</li> </ul> </li> <li>・ 施行日 平成26年4月1日</li> </ul>	
議案第 10 号	茨木市手数料条例の一部改正について
<p>○ 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の改正に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料において引用する法律名の変更 (現 行) 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」 (改正後) 「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」</li> </ul> </li> <li>・ 施行日 平成26年4月1日</li> </ul>	

議案第 11 号	茨木市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について
<p>○「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う条例の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主な内容 消防長及び消防署長の資格に関する基準を定める。</li> <li>①消防長の資格 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防職員として消防事務に従事し、消防署長の職又は消防本部における消防署長の職と同等以上と認められる職に1年以上あった者</li> <li>・ 本市の行政事務に従事し、市長の直近下位の内部組織の長の職その他これと同等以上と認められる職に2年以上あった者</li> </ul> </li> <li>②消防署長の資格 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防吏員として消防事務に従事し、消防司令長（課長・参事）以上の階級に1年以上あった者</li> </ul> </li> </ul> <p>・ 施行日 平成26年4月1日</p>	
議案第 12 号	茨木市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
<p>○「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」の施行に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正の趣旨 消防団員の処遇の改善及び訓練の充実等を図る。</li> <li>・ 改正内容 消防団員が水火災の出動、警戒、訓練等の職務に従事する場合に支給する費用弁償の額を改正する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①水火災 2,800円 → 3,000円</li> <li>②警戒 1,600円 → 2,500円</li> <li>③訓練等 1,600円 → 2,500円</li> </ul> </li> </ul> <p>・ 施行日 平成26年4月1日</p>	

議案第 13 号	茨木市消防関係手数料条例の一部改正について
<p>○ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴う所要の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正内容 危険物製造所及び一般取扱所（指定数量の倍数が 200 を超えるもの）設置許可申請に対する審査手数料 91,000 円 → 92,000 円</li> <li>・ 施行日 平成 26 年 4 月 1 日</li> </ul>	
議案第 14 号	訴えの提起について <span style="float: right;">18 頁参照</span>
<p>○ 春日小学校の学校用地について、所有権移転登記に係る手続を求める訴え（地方自治法第 96 条第 1 項第 1 2 号）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訴えの目的 本市が所有する春日小学校の学校用地については、昭和 26 年 5 月に農地の譲渡及び使用の変更について大阪府の許可がなされており、市は土地所有者から譲渡を受けたものと考えているが、個人名義となっている部分が存在することから、登記名義人から本市への所有権移転登記を確実にを行うため、訴えを提起するもの</li> <li>・ 対象物件 運動場内北側に位置する茨木市上穂東町 67 番（714㎡）、69 番 1（512㎡）、70 番 1（879㎡）の 3 筆（合計 2,105㎡）</li> </ul>	
議案第 15 号	金融機関の指定について
<p>○ 本市の公金の収納及び支払事務を取り扱う金融機関の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成 26 年度 株式会社 三菱東京 U F J 銀行</li> <li>・ 平成 27 年度 株式会社 りそな銀行</li> </ul>	

○ 補正額 1,331,558 千円（補正後 84,716,823 千円 - 補正前 83,385,265 千円）

## （歳入）

・市税	400,000 千円
・地方譲与税	△35,000 千円
・利子割交付金	21,000 千円
・配当割交付金	118,000 千円
・株式等譲渡所得割 交付金	143,000 千円
・地方交付税	23,658 千円
・分担金及び負担金	△20,126 千円
・使用料及び手数料	6,657 千円
・国庫支出金	703,711 千円
・府支出金	△126,545 千円
・財産収入	55,249 千円
・寄附金	1,300 千円
・繰入金	11,921 千円
・諸収入	154,033 千円
・市債	△125,300 千円

## （歳出）

・人件費	△341,204 千円
・物件費	△436,149 千円
・扶助費	△184,364 千円
・補助費等	△41,743 千円
・投資的経費	1,496,410 千円
・その他の経費	838,608 千円

## ・繰越明許費補正

（追加）岩倉町地区道路整備事業	375,800 千円
（追加）茨木松ヶ本線整備事業	480,000 千円
（追加）（仮称）JR 総持寺駅整備事業	388,882 千円
（追加）橋梁維持事業	85,800 千円
（追加）橋梁新設改良事業	50,000 千円
（追加）小学校外壁改修・屋上防水事業	630,520 千円
（追加）中学校外壁改修・屋上防水事業	349,000 千円
（追加）水尾幼稚園園舎改修事業	92,000 千円
（追加）南茨木駅東駐車場解体・撤去事業	164,966 千円

## ・継続費補正

（変更）岩倉町地区道路整備事業	△197,430 千円	年割額変更
（変更）茨木松ヶ本線整備事業	△36,160 千円	年割額変更
（変更）小学校エレベーター整備事業	△32,300 千円	年割額変更

## ・債務負担行為補正

（追加）JR 茨木駅構内エスカレーター整備事業	1,460,000 千円	
（変更）緊急雇用創出基金事業	32,348 千円 → 44,067 千円	限度額変更

議案第 17 号	平成 25 年度大阪府茨木市財産区特別会計補正予算 (第 1 号)	
○ 補正額 59,910 千円 (補正後 5,591,945 千円 - 補正前 5,532,035 千円)		
(歳入)		
・財産収入	59,910 千円	
(歳出)		
・諸支出金		47,959 千円
・繰出金		11,951 千円
議案第 18 号	平成 25 年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)	
○ 補正額 262,946 千円 (補正後 29,072,919 千円 - 補正前 28,809,973 千円)		
(歳入)		
・国庫支出金	△3,204 千円	
・前期高齢者交付金	136,866 千円	
・繰越金	129,284 千円	
(歳出)		
・総務費		△10,896 千円
・後期高齢者支援金等		2,479 千円
・前期高齢者納付金等		△500 千円
・介護納付金		△6,282 千円
・諸支出金		278,145 千円
議案第 19 号	平成 25 年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第 1 号)	
○ 補正額 3,823 千円 (補正後 3,052,633 千円 - 補正前 3,048,810 千円)		
(歳入)		
・後期高齢者医療保険料	9,698 千円	
・繰入金	△5,651 千円	
・諸収入	△224 千円	
(歳出)		
・総務費		△10,261 千円
・後期高齢者医療広域連合納付金		14,084 千円
議案第 20 号	平成 25 年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)	
○ 補正額 465,101 千円 (補正後 14,382,683 千円 - 補正前 13,917,582 千円)		
(歳入)		
・介護保険料	92,929 千円	
・使用料及び手数料	220 千円	
・国庫支出金	68,852 千円	
・支払基金交付金	107,554 千円	
・府支出金	50,963 千円	
・財産収入	120 千円	
・繰入金	25,612 千円	
・繰越金	118,722 千円	
・諸収入	129 千円	
(歳出)		
・総務費		△9,132 千円
・要介護認定費		△5,515 千円
・保険給付費		406,908 千円
・地域支援事業費		△48,008 千円
・基金積立金		121,737 千円
・諸支出金		△889 千円

議案第 21 号	平成 25 年度大阪府茨木市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）																																												
<p>○ 補正額 △144,899 千円（補正後 8,185,145 千円－補正前 8,330,044 千円）</p> <table border="0"> <tr> <td colspan="2">（歳入）</td> <td colspan="2">（歳出）</td> </tr> <tr> <td>・分担金及び負担金</td> <td>△39,505 千円</td> <td>・下水道事業費</td> <td>△136,031 千円</td> </tr> <tr> <td>・使用料及び手数料</td> <td>19,393 千円</td> <td>・公債費</td> <td>△8,868 千円</td> </tr> <tr> <td>・国庫支出金</td> <td>△6,475 千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・繰入金</td> <td>△63,624 千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・繰越金</td> <td>363 千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・諸収入</td> <td>39,949 千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>・市債</td> <td>△95,000 千円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">・繰越明許費補正</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>（追加）公共下水道整備事業</td> <td></td> <td></td> <td>9,500 千円</td> </tr> <tr> <td>（追加）下水道改良事業</td> <td></td> <td></td> <td>210,000 千円</td> </tr> </table>		（歳入）		（歳出）		・分担金及び負担金	△39,505 千円	・下水道事業費	△136,031 千円	・使用料及び手数料	19,393 千円	・公債費	△8,868 千円	・国庫支出金	△6,475 千円			・繰入金	△63,624 千円			・繰越金	363 千円			・諸収入	39,949 千円			・市債	△95,000 千円			・繰越明許費補正				（追加）公共下水道整備事業			9,500 千円	（追加）下水道改良事業			210,000 千円
（歳入）		（歳出）																																											
・分担金及び負担金	△39,505 千円	・下水道事業費	△136,031 千円																																										
・使用料及び手数料	19,393 千円	・公債費	△8,868 千円																																										
・国庫支出金	△6,475 千円																																												
・繰入金	△63,624 千円																																												
・繰越金	363 千円																																												
・諸収入	39,949 千円																																												
・市債	△95,000 千円																																												
・繰越明許費補正																																													
（追加）公共下水道整備事業			9,500 千円																																										
（追加）下水道改良事業			210,000 千円																																										
議案第 22 号	平成 25 年度大阪府茨木市水道事業会計補正予算（第 1 号）																																												
<p>○ 収益的収支</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入 5,223 千円（補正後 4,821,831 千円－補正前 4,816,608 千円）</li> <li>・支出 △25,009 千円（補正後 5,099,293 千円－補正前 5,124,302 千円）</li> </ul> <p>○ 資本的収支</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入 △132,310 千円（補正後 639,113 千円－補正前 771,423 千円）</li> <li>・支出 △239,426 千円（補正後 2,816,851 千円－補正前 3,056,277 千円）</li> </ul>																																													
議案第 23 号	平成 26 年度大阪府茨木市一般会計予算																																												
<p>○ 予算総額 88,200,000 千円（対前年度比 8.3%増）</p> <p>平成 25 年度 81,450,000 千円</p>																																													
議案第 24 号	平成 26 年度大阪府茨木市財産区特別会計予算																																												
<p>○ 予算総額 5,433,912 千円（対前年度比 1.8%減）</p> <p>平成 25 年度（当初） 5,532,035 千円</p>																																													

議案第 25 号	平成 26 年度大阪府茨木市国民健康保険事業特別会計予算
○ 予算総額 28,977,956 千円 (対前年度比 0.6%増)	
平成 25 年度 (当初) 28,809,973 千円	
議案第 26 号	平成 26 年度大阪府茨木市後期高齢者医療事業特別会計予算
○ 予算総額 3,213,635 千円 (対前年度比 5.4%増)	
平成 25 年度 (当初) 3,048,810 千円	
議案第 27 号	平成 26 年度大阪府茨木市介護保険事業特別会計予算
○ 予算総額 15,295,975 千円 (対前年度比 9.9%増)	
平成 25 年度 (当初) 13,917,582 千円	
議案第 28 号	平成 26 年度大阪府茨木市公共下水道事業特別会計予算
○ 予算総額 8,439,000 千円 (対前年度比 2.0%増)	
平成 25 年度 8,271,000 千円	
議案第 29 号	平成 26 年度大阪府茨木市水道事業会計予算
○ 予算総額 8,145,878 千円 (対前年度比 0.4%減)	
平成 25 年度 8,180,579 千円	

## ○ 国民健康保険法施行令の改正に伴う所要の改正

## ・ 改正内容

## ①国民健康保険料賦課限度額の改正

後期高齢者支援金等賦課限度額 140,000 円 → 160,000 円

介護納付金賦課限度額 120,000 円 → 140,000 円

## ②低所得者に係る保険料軽減の改正

低所得者に対する保険料 5 割及び 2 割軽減の対象世帯を拡大

ア 5 割軽減の拡大 … 現在、二人以上世帯が対象であるが、単身世帯についても対象とするとともに、所得基準額を引き上げる。

イ 2 割軽減の拡大 … 軽減対象となる世帯の判定所得の算定において、被保険者の数に乘じる金額を、現在の 35 万円から 45 万円に変更し、所得基準額を引き上げる。

・ 施行日 平成 26 年 4 月 1 日

## ○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第 8 条第 6 項に基づく報告



茨木市職員基本条例について

制定の目的

地方公務員法に定める根本基準に従い、本市の人事制度を公正かつ適正に運用するために必要な基本的事項を定め、職員が全体の奉仕者としての高い倫理観と地域における行政の担い手としての強い使命感を持って職務を遂行できる組織を実現

条例制定により、(1)茨木市の人事制度の概要を明確に示し、(2)職員の人材育成に取り組む。

⇒ 市政の効率的な運営と市政に対する市民の信頼を確保



本市組織の継続的な成長と地域社会の健全な発展に寄与

主な内容

(1) 職員の任用

- ・人事評価制度を活用し、職員の勤務実績、適性、能力に基づき任用
- ・自己申告制度を活用して職員の意見や希望を把握し、能力を最大限に発揮

(2) 人材育成

- ・重要な財産である人材を最大限に活用
- ・任命権者は、能力開発、意識改革に資する研修を総合的かつ計画的に実施
- ・職員は自らの公務員としての使命を自覚し、自己研さんに励み、知識、技能等の修得に努める

(3) 人事評価

- ・職員の能力の開発、維持、向上、職務に取り組む意欲の向上を目的として実施
- ・絶対評価の方法により行い、結果は昇給、勤勉手当に反映(※)

(4) 職員の分限・懲戒

- ・分限懲戒審査委員会の意見を聴き、公正かつ厳正に行う
- ・処分の基準は、別に指針で定める

施行日 平成 26 年 4 月 1 日

(※)◎昇給への反映

前年度の評価結果を活用し、当該年度の昇給に反映

昇給区分	A (90点以上)	B (80~89点)	C (50~79点)	D (40~49点)	E (40点未満)
昇給の号給数	8号給 (4号給)	6号給 (3号給)	4号給 (2号給)	2号給 (1号給)	昇給なし

( ) 内は、55歳(行(二)は57歳)以上の職員に対する昇給の号給数

◎勤勉手当の成績率への反映

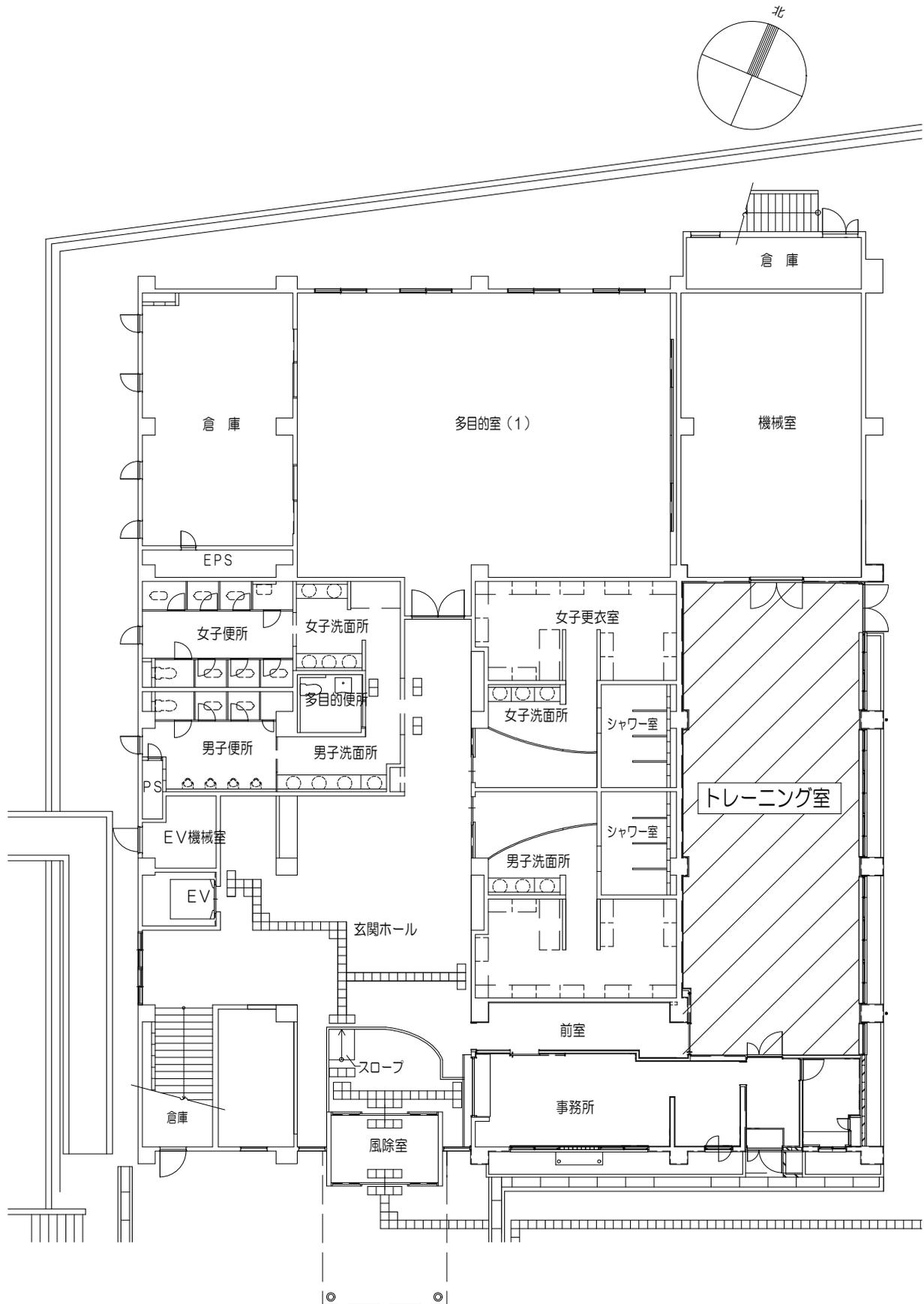
前年度の評価結果を活用し、当該年度の勤勉手当(6月及び12月)の成績率に反映(6月及び12月の成績率は原則同一、人員分布に応じて算出)

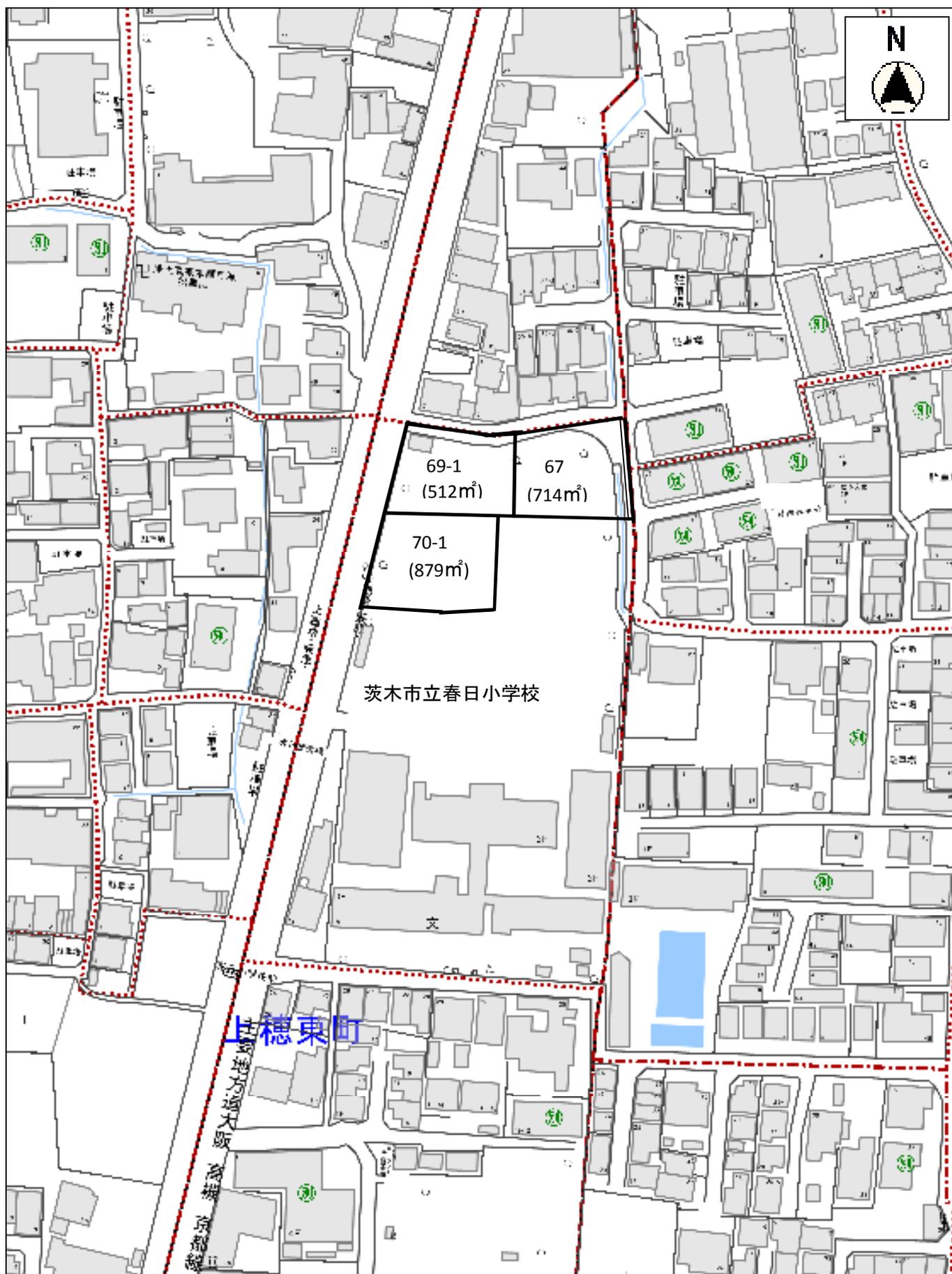
## 附属機関の新設及び名称変更について

- 1 新たに設置する附属機関
  - (1) 茨木市文化振興施策推進委員会
    - ア 担任する事務  
文化振興に係る計画の策定、推進及び見直しに関する事項、文化芸術施設に係る基本構想の策定及び推進に関する事項その他文化振興に関する事項についての審議に関する事務
    - イ 委員数 13人以内
    - ウ 構成員  
市民、学識経験者、関係団体から推薦された者
  - (2) 茨木市バリアフリー基本構想協議会
    - ア 担任する事務  
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第25条第1項に規定する基本構想の策定及び見直しについての協議並びに基本構想の実施に係る連絡調整に関する事務
    - イ 委員数 25人以内
    - ウ 構成員  
市民、学識経験者、福祉その他の関係団体から推薦された者、関係施設設置管理者、関係行政機関の職員、市の職員
  - (3) 茨木市自転車利用環境整備計画協議会
    - ア 担任する事務  
自転車利用環境整備計画の策定並びに策定後の計画に基づく事業の点検、評価及び見直しについての協議に関する事務
    - イ 委員数 11人以内
    - ウ 構成員  
市民、学識経験者、関係団体から推薦された者、関係行政機関の職員
  - (4) 茨木市みどりの施策推進委員会
    - ア 担任する事務  
みどりの施策の推進に関する基本計画の策定及び見直しその他みどりの施策の推進に関する事項についての審議に関する事務
    - イ 委員数 10人以内
    - ウ 構成員  
市民、学識経験者、関係団体から推薦された者、関係行政機関の職員
- 2 名称を変更する附属機関
  - (1) 茨木市使用料、補助金等審議会
    - ア 担任する事務  
使用料、補助金等の適正化に関する事項についての調査審議に関する事務
    - イ 委員数 5人以内
    - ウ 構成員  
市民、学識経験者

# 平面図

福井市民体育館 1階平面図

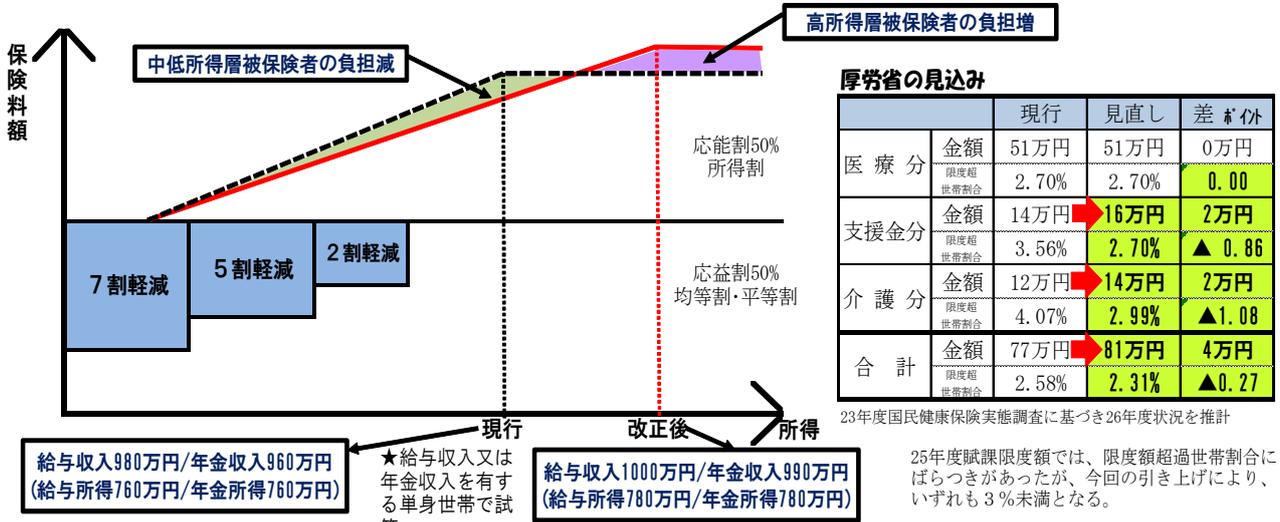




# 国民健康保険料の賦課限度額の引き上げ

高齢化の進展等により医療給付費が増大する一方で、被保険者の所得が伸びない状況において、相当の高所得の者であっても、保険料の賦課限度額までしか保険料負担がない仕組み

賦課限度額の引き上げにより、高所得層により多く負担してもらい、低・中間所得層の負担を軽減する



★給与収入又は年金収入を有する単身世帯で試算

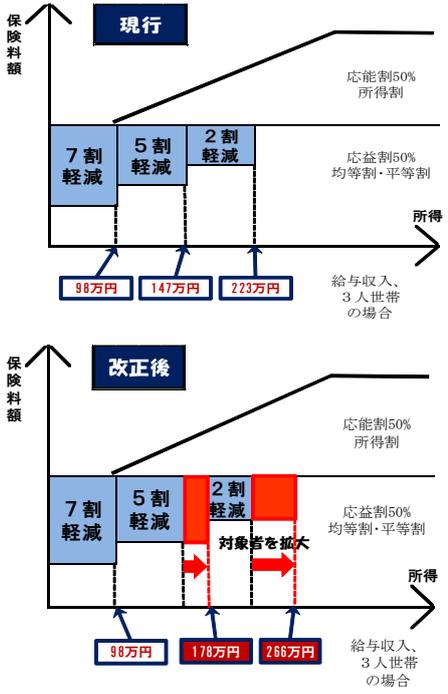
給与収入980万円/年金収入960万円  
(給与所得760万円/年金所得760万円)

給与収入1000万円/年金収入990万円  
(給与所得780万円/年金所得780万円)

	平成26年度(仮算定)		比較 (ポイント)	平成25年度(本算定)	
	対象 世帯数	限度額超過世帯 割合		対象 世帯数	限度額超過世帯 割合
医療分	38,156	784 (2.05%)	0.00	38,156	781 (2.05%)
支援金分	1,348	3.53%	▲1.10	1,765	4.63%
介護分	19,256	717 (3.72%)	▲2.70	1,237	6.42%

# 国民健康保険料の低所得者の保険料軽減措置の拡充

国民健康保険は低所得者層が多く加入していることから、保険料の応益部分の軽減措置の拡充により、低所得層の負担を軽減する



- ＜改定の内容＞
- 2割軽減の拡大**…軽減対象となる所得基準額の引き上げ  
 (現行) 基準額：33万円+35万円×被保険者数  
 (例 給与収入 約223万円、3人世帯)  
 (改正後) 基準額：33万円+45万円×被保険者数  
 (例 給与収入 約266万円、3人世帯)  
 ※本市の対象者予測 4,003世帯 → 3,907世帯 (▲96世帯)
  - 5割軽減の拡大**…現在2人以上世帯が対象であるが、単身世帯も対象とする  
 とともに、軽減対象となる所得基準額の引き上げ  
 (現行) 基準額：33万円+24.5万円×(被保険者数-1世帯主)  
 (例 給与収入 約147万円、3人世帯)  
 (改正後) 基準額：33万円+24.5万円×被保険者数  
 (例 給与収入 約178万円、3人世帯)  
 ※本市の対象者予測 1,355世帯 → 3,425世帯 (+2,070世帯)

均等割額 平等割額	改正前 (A)		改正後 (B)		差数 (B-A)	
	対象数	軽減額	対象数	軽減額	対象数	軽減額
保険基盤安定 法定繰入(軽減分)	府(3/4)	571,881,000	647,870,000	75,989,000		
	市(1/4)	190,627,000	215,957,000	25,330,000		
保険基盤安定 法定繰入(支援分)	国(1/2)	80,745,000	90,001,000	9,256,000		
	府(1/4)	40,372,000	45,000,000	4,628,000		
	市(1/4)	40,374,000	45,001,000	4,627,000		

本市への影響としては、一般会計からの法定繰入の額が、増額となる。  
 軽減分：25,330,000円  
 支援分：4,627,000円  
**合計：29,957,000円の増額となる見込み**

## 平成25年度一般会計補正予算(第3号)総括表

(歳入)

款	予 算 額	左 の 内 訳		備 考
		特定財源	一般財源	
1 市 税	400,000		400,000	(補正後予算額 44,000,000) 法人市民税 278,135 固定資産税 141,478 入湯税 18 個人市民税△15,052
2 地 方 譲 与 税	△ 35,000		△ 35,000	地方揮発油譲与税 △25,000 自動車重量譲与税 △10,000
3 利子割交付金	21,000		21,000	
4 配当割交付金	118,000		118,000	
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	143,000		143,000	
10 地 方 交 付 税	23,658		23,658	普通交付税 23,658
12 分 担 金 及 び 負 担 金	△ 20,126	△ 20,126		公立保育所保育料 △28,000 私立保育所保育料 8,000
13 使 用 料 及 び 手 数 料	6,657	2,676	3,981	公園駐車場使用料 11,341 市営駐車場使用料 △8,862 斎場使用料 △7,097
14 国 庫 支 出 金	703,711	703,711		道路新設改良費補助金 423,858 街路新設費補助金 238,000 生活保護費等負担金 89,394
15 府 支 出 金	△ 126,545	△ 126,545		私立保育所運営費負担金 △36,000 介護基盤緊急整備等臨特金 △30,018
16 財 産 収 入	55,249	△ 390	55,639	不動産売払収入 43,884 物品売払収入 6,055
17 寄 附 金	1,300	1,300		一般寄附金 1,300
18 繰 入 金	11,921	△ 30	11,951	財産区特別会計繰入金 11,951 緑化基金繰入金 △30
20 諸 収 入	154,033	67,951	86,082	生活保護費国庫負担金精算分 63,535 後期広域連合負担金精算金 43,290 他市廃棄物処理手数料 14,851
21 市 債	△ 125,300	△ 125,300		道路・街路事業債 △1,415,100 小・中学校校舎整備債 1,199,900
補 正 額 A	1,331,558	503,247	828,311	
補正前の予算額 B	83,385,265	28,941,800	54,443,465	
補正後の予算額 A+B	84,716,823	29,445,047	55,271,776	

平成25年度一般会計補正予算(第3号)総括表

(歳 出)

(単位：千円・%)

款	予 算 額	消 費 的 経 費				投 資 的 経 費	そ の 他 の 経 費
		人 件 費	物 件 費	扶 助 費	補 助 費 等		
01 議 会 費	△ 9,143	△ 7,653	△ 1,490				
02 総 務 費	91,138	△ 149,097	△ 45,426		△ 14,319		299,980
03 民 生 費	△ 314,334	△ 82,180	△ 23,725	△ 164,032	15,544	△ 79,902	19,961
04 衛 生 費	945	△ 32,603	△ 263,384		△ 626	△ 2,442	300,000
05 労 働 費	△ 4,306		△ 3,714		△ 592		
06 農 林 水 産 業 費	△ 18,834	△ 3,276	△ 9,141		△ 2,274	△ 4,143	
07 商 工 費	△ 43,119	△ 287	△ 11,556		△ 31,276		
08 土 木 費	1,233,308	△ 8,047	△ 23,025		△ 2,872	930,906	336,346
09 消 防 費	△ 5,693	△ 4,920	△ 604			△ 169	
10 教 育 費	519,275	△ 53,141	△ 54,084	△ 20,332	△ 5,328	652,160	
12 公 債 費	△ 111,755						△ 111,755
13 諸 支 出 金	△ 5,924						△ 5,924
補 正 額 A	1,331,558	△ 341,204	△ 436,149	△ 184,364	△ 41,743	1,496,410	838,608
補正前の予算額 B	83,385,265	13,788,534	15,304,121	23,568,264	5,783,273	10,613,859	14,327,214
補正後の予算額 A + B	84,716,823	13,447,330	14,867,972	23,383,900	5,741,530	12,110,269	15,165,822

## 平成25年度3月補正予算の内容について

### 1 基本方針

国の補正予算や追加採択に伴う国庫補助金を活用し、岩倉町地区道路整備事業や小中学校校舎の大規模改造事業などを繰越明許費を設定し実施する。

また市税や税交付金等の追加及び事業完了等に伴う精算により生じる財源は、年度末までに不足する生活保護費等の適切な追加に加え、将来の財政負担等を考慮し、基金への積立てと起債の抑制に活用する。

なお、JR茨木駅構内エスカレーター整備事業に係る債務負担行為を設定する。

### 2 主な内容

#### (1) 国の補正予算を活用する事業

(単位:千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
補正予算を活用する事業		2,041,320	2,040,784	536
道路、街路等の整備や小中学校、幼稚園の大規模改造事業 【27頁参照】	経済の成長力の底上げと好循環の実現に向けた経済対策としての国の補正予算を活用し、道路・橋梁・街路の都市基盤整備及び小中学校・幼稚園の施設整備として8事業を実施する。 ※繰越明許費設定	2,041,320	2,040,784	536

#### (2) 補助金の追加採択を活用する事業

(単位:千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
都市基盤整備		725,843	195,291	530,552
(仮称)JR総持寺駅整備事業	社会資本整備総合交付金(国)の追加採択に伴い、駅舎・架道橋整備負担金を追加する。 【歳入】社会資本整備総合交付金(国) ※繰越明許費設定	388,882	31,941	356,941
(仮称)JR総持寺駅駐輪場用地購入事業	社会資本整備総合交付金(国)の採択に伴い、駐輪場施設の用地を購入する。 【歳入】社会資本整備総合交付金(国)	336,961	163,350	173,611

### (3) 年度末までに不足する経費への対応

(単位:千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
生活保護		131,006	92,298	38,708
生活保護費の追加	生活保護受給者数の増加に伴い、扶助費を追加する。	131,006	92,298	38,708
私立幼稚園就園奨励		15,513		15,513
私立幼稚園就園奨励費補助金の追加	申請者数の増に伴い、補助金を追加する。	15,513		15,513
介護保険事業特別会計繰出金		25,612		25,612
介護保険事業特別会計繰出金の追加	居宅介護サービス等の利用者が当初見込みを上回ったことに伴う保険給付費の増加に伴い繰出金を追加する。	25,612		25,612
合 計		172,131	92,298	79,833

### (4) 寄附金を活用して実施する事業

(単位:千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
教育環境の整備		1,000	1,000	
大型プリンタの導入	茨木カンツリークラブからの寄附金を活用し、市教育センターに大判の教材印刷にも対応できる大型プリンタを設置する。 【歳入】寄附金	1,000	1,000	

### (5) 事業の円滑な実施に向けた取り組み

(単位:千円)

事業	内容等	事業費 a	特定財源 b	一般財源 c=a-b
基金の充実		1,000,000		1,000,000
駅周辺再整備基金等の積立て	将来の財政負担等に備え、駅周辺再整備基金、文化施設建設基金、衛生処理施設整備等基金への積立てを行う。 ・駅周辺再整備基金 : 400,000 ・文化施設建設基金 : 300,000 ・衛生処理施設整備等基金 : 300,000	1,000,000		1,000,000

(6) 継続費、繰越明許費、債務負担行為の補正

(単位:千円)

事業	内容等	事業費
<b>継続費</b>		<b>△ 265,890</b>
岩倉町地区道路整備事業	契約完了に伴い総額及び年割額を変更する。 【期間】平成25～26年度 補正前【年割額】(H25)692,000(H26)1,210,985 補正後【年割額】(H25)432,710(H26)1,272,845	△ 197,430
茨木松ヶ本線整備事業	契約完了に伴い総額及び年割額を変更する。 【期間】平成25～26年度 補正前【年割額】(H25)74,000(H26)111,000 補正後【年割額】(H25)48,840(H26)100,000	△ 36,160
小学校エレベーター整備事業	契約完了に伴い総額及び年割額を変更する。 【期間】平成25～26年度 補正前【年割額】(H25)103,760(H26)155,640 補正後【年割額】(H25)78,980(H26)148,120	△ 32,300
<b>繰越明許費</b>		<b>2,616,968</b>
国の補正予算を活用し実施する事業【27頁参照】	国の補正予算を活用し追加する事業であり、工事等に時間を要し、年度内に完了しないため。	2,041,320
岩倉町地区道路整備事業	J R 茨木駅東口広場の整備に伴う借家人補償について、物件の撤去等に時間を要し、年度内に完了しないため。	21,800
(仮称) J R 総持寺駅整備事業	国庫補助金の追加採択により追加する事業であり、整備に時間を要し、年度内に完了しないため。	388,882
南茨木駅前東駐車場解体・撤去事業	仮設構造物が残存していることが判明し、その撤去に時間を要したことから、年度内に工事が完了しないため。	164,966

債務負担行為(追加)		限度額
JR 茨木駅構内エ スカレーター整備 事業 【28頁参照】	駅利用者の利便性の向上、イメージアップやにぎわい創出 を図るため、駅構内にエスカレーター設置等を行うための 工事負担金について債務負担行為を設定する。 [期 間] 平成25年度～平成30年度 [限度額] 1,460,000千円	1,460,000
債務負担行為(変更)		限度額
バイオ・ライフサイ エンス関連企業 事業拡大・人材育 成支援事業	契約開始日の変更等に伴い、債務負担行為の限度額を変更 する。 [変更前]期 間：平成26年度 限度額：24,870千円 [変更後]期 間：平成26年度 限度額：33,498千円	33,498
地元農作物流通促 進事業	契約開始日の変更等に伴い、債務負担行為の限度額を変更 する。 [変更前]期 間：平成26年度 限度額：7,478千円 [変更後]期 間：平成26年度 限度額：10,569千円	10,569

(7) 特別会計

(単位:千円)

事業	内容等	事業費
特別会計		<b>382,446</b>
財産区特別会計 (補正第1号)	大字宿久庄財産区財産等の売払いに伴う事業交付金の増など [歳入] 財産区財産売払収入 59,870 財産運用収入(線下補償料) 40 [歳出] 事業交付金 47,806 財産管理費(土地鑑定料) 153 繰出金 11,951	59,910
国民健康保険事業 特別会計 (補正第1号)	過年度の国庫支出金の精算に伴う償還金の増など [歳入] 国庫支出金 △3,204 前期高齢者交付金 136,866 繰越金 129,284 [歳出] 総務費 △10,896 後期高齢者支援金等 2,479 償還金 278,145 前期高齢者納付金等 △500 介護納付金 △6,282	262,946
後期高齢者医療 事業特別会計 (補正第1号)	保険料の増に伴う広域連合納付金の増など [歳入] 後期高齢者医療保険料 9,698 繰入金 △5,651 諸収入 △224 [歳出] 総務費 △10,261 後期高齢者医療広域連合納付金 14,084	3,823
介護保険事業 特別会計 (補正第1号)	居宅介護サービス等の利用者が当初見込みを上回ったこと に伴う保険給付費の増及び基金積立金の増など [歳入] 介護保険料 92,929 督促手数料 220 国庫支出金 68,852 支払基金交付金 107,554 府支出金 50,963 財産収入 120 繰入金 25,612 繰越金 118,722 諸収入 129 [歳出] 総務費 △9,132 要介護認定費 △5,515 保険給付費 406,908 地域支援事業費 △48,008 基金積立金 121,737 諸支出金 △889	465,101
公共下水道 事業特別会計 (補正第2号)	国の補正予算に伴う整備費の繰越明許費の設定及び事業完 了等に伴う減額など [歳入] 分負担金及び負担金 △39,505 使用料 19,393 国庫支出金 △6,475 繰入金 △63,624 繰越金 363 諸収入 39,949 市債 △95,000 [歳出] 下水道事業費 △136,031 公債費 △8,868 【繰越明許費】 ・公共下水道整備事業 9,500 ・下水道改良事業 210,000	△144,899
水道事業会計 (補正第1号)	【収益的収支】 分担金の増や職員給与費の減など (収入) 5,223 (支出) △25,009 【資本的収支】 工事負担金の減や設備改良費の減など (収入) △132,310 (支出) △239,426	△264,435

国の補正予算対応事業一覧(繰越明許費)

【別紙1】

(単位：千円)

会計	款	事業	事業費	事業費			
				国庫	起債	一般財源	
一般会計	土木費	[岩倉町地区道路整備] JR茨木駅前広場の整備及び市道西中条1号線の用地を取得する。	354,000	176,950	177,000	50	
		[橋梁長寿命化] 第一浜島橋、第二浜島橋及び西河原新橋の長寿命化工事を行う。	85,800	30,220	55,300	280	
		[橋梁耐震化] 是推橋の耐震化等工事を行う。	50,000	17,740	32,200	60	
		[茨木松ヶ本線整備] 茨木松ヶ本線のJRアンダーパス道路整備を行う。	480,000	264,000	216,000	0	
	教育費	[小学校大規模改造] 小学校の大規模改造工事を行う。(東奈良・西・西河原小)	610,000	50,025	559,900	75	
		[大池小学校屋内運動場天井改修] 大池小学校の屋内運動場に設置されてる天井ボードの改修を行う。	20,520	6,000	14,500	20	
		[中学校大規模改造] 中学校の大規模改造工事を行う。(北陵・太田中・西中)	349,000	41,571	307,400	29	
		[水尾幼稚園大規模改造等] 水尾幼稚園の大規模改造及びプール拡張工事を行う。	92,000	14,178	77,800	22	
	〔一般会計〕小計			2,041,320	600,684	1,440,100	536
	下水特会	下水道整備費	[公共下水道整備事業] 公共下水道の普及促進及び浸水対策として、下水道の整備を行う。	9,500	4,000	5,500	0
[下水道改良事業] 下水道施設の改良事業として、山手台地区の管更生工事を行う。			210,000	38,800	171,200	0	
〔下水特会〕小計			219,500	42,800	176,700	0	
〔茨木市〕合計			2,260,820	643,484	1,616,800	536	

## J R 茨木 駅舎 改良 について

### 1. 概要・目的

J R 茨木駅利用者の利便性の向上ならびに本市の玄関口としてのイメージアップやにぎわい創出を図るため、駅構内へのエスカレーター設置などの駅舎改良を J R 西日本と協力して進める。

### 2. 内容

- 駅構内へのエスカレーター設置
- その他改良
  - ・旅客トイレ、天井、床改修等
  - ・京都方の線路上空へ店舗床新設（J R 西日本にて同時施工）

### 3. 事業費（概算）

エスカレーター設置等 21.9 億円（うち 2/3 市負担、国庫補助金を活用）

### 4. その他

- ・平成 26 年 2 月 24 日 基本協定書・覚書締結
  - ・平成 26 年 3 月下旬 工事協定書締結
  - ・平成 26 年度 実施設計
  - ・平成 27 年度  
～平成 30 年度 駅施設改良工事
- ※ 駅構内エスカレーターは平成 29 年春、増床店舗は平成 30 年春に供用開始予定。

